

訪問看護重要事項説明書

利用者： _____ 様

事業所： 訪問看護ステーションはなぶさ

1. 事業の目的

株式会社はなぶさが開設する訪問看護ステーションはなぶさ（以下「事業所」という。）と訪問看護ステーションはなぶさ 岩出出張所（以下「サテライト」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師等が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とします。

2. 事業の運営方針

- （１）事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- （２）指定訪問看護の事業は、利用者の心身の状態をふまえ、日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援するものとする。
- （３）事業の実施に当たっては、関係市町村並びに地域の保健、医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3. 訪問看護事業者（法人）の概要

法人名	株式会社はなぶさ
所在地	和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東446
代表者名	辻 英房
電話番号	0736-20-9004
FAX 番号	0736-20-9013
設立年月日	平成28年11月1日

4. 事業所の概要

（１）事業所名称及び事業所番号

事業所

事業所名	訪問看護ステーションはなぶさ
所在地	和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東446
電話番号	0736-20-9004
FAX 番号	0736-20-9013
指定事業所番号	3061390088
管理者名	辻 尚子
サービス提供地域	かつらぎ町・九度山町・高野町・橋本市・紀の川市・岩出市・紀美野町、和歌山市

サテライト

サテライト名	訪問看護ステーションはなぶさ 岩出出張所
所在地	和歌山県岩出市金池 423-1 平野テナント北棟 1 階 2 号室

(2) 職員体制

事業所

職 種	資 格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	備 考
管理者	看護師	—	1 名	—	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	7 名	2 名	2 名	1 名	常勤兼務はサテライトと兼務
理学療法士	理学療法士	—	1 名	—	—	常勤兼務はサテライトと兼務
作業療法士	作業療法士	—	1 名	—	—	常勤兼務はサテライトと兼務
言語聴覚士		—	—	—	—	
事務職員		1 名	—	1 名	—	

サテライト

職 種	資 格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	備 考
管理者	看護師	—		—	—	
看護職員	看護師	—	2 名	1 名	1 名	常勤兼務は事業所と兼務
理学療法士	理学療法士	—	1 名	—	—	常勤兼務はサテライトと兼務
作業療法士	作業療法士	—	1 名	—	—	常勤兼務はサテライトと兼務
言語聴覚士		—	—	—	—	
事務職員		—	—	—	—	

(3) 事業所・サテライトのサービス提供時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0
休業日	土・日・国民の祝日 8 月 1 3 日～8 月 1 5 日・1 2 月 2 9 日～1 月 3 日

※ 24 時間対応体制をとっておりますので、訪問が必要な方には営業時間外や休業日でも訪問致します。

5. 事業所・サテライトのサービス内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師が定期的に訪問し、必要な処置を行い在宅療養の援助を行います。

- (1) 病状、心身の状況の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排せつ等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

6. 事業所・サテライトのサービス内容等に関する相談・苦情受付について

相談及び苦情に関する常設の窓口を設置し、相談担当者を設けております。

(1) 訪問看護ステーションはなぶさ

相談・苦情担当者	辻 尚子
電話番号	0736-20-9004

(2) 行政機関その他の受付機関

公的団体	電話番号
和歌山県国民健康保険団体連合会	073-427-4662

【介護保険での訪問看護に関する相談及び苦情窓口】

市町村名	課名	電話番号
かつらぎ町	健康推進課	0736-22-0300
九度山町	福祉課	0736-54-2019
高野町	福祉保健課	0736-56-3000
橋本市	介護保険課	0736-33-1633
紀の川市	高齢介護課	0736-77-0980
岩出市	地域福祉課	0736-62-2141
紀美野町	保健福祉課	073-489-9960
和歌山市	介護保険課	073-435-1190

【精神科訪問看護に関する相談及び苦情窓口】

市町村名	課名	電話番号
かつらぎ町	福祉課	0736-22-0300
九度山町	住民課	0736-54-2019
高野町	福祉保健課	0736-56-2933
橋本市	福祉課	0736-33-3708
紀の川市	障害福祉課	0736-77-0821
岩出市	地域福祉課	0736-61-6919
紀美野町	保健福祉課	073-489-9960
和歌山市	伊都振興局	0736-42-3210

7. 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、当該事故の発生につき利用者に重大な過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

8. 緊急時の対応

指定訪問看護等の提供中に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて応急処置を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講じます。

9. 虐待の防止のための措置

(1) 事業所・サテライトは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③その他虐待防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)

(2) 事業所・サテライトはサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村・地域包括支援センター等に通報するものとする。

10. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所・サテライトは感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施

(2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)

11. 業務継続計画(BCP)の策定等

事業所・サテライトは感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

12. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

事業所・サテライトは男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発

(2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備

(3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

13. 個人情報の保護

個人情報の保護については7～9ページをご参照ください。

1 4. 利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。

②サービスの利用の変更・追加の申し出に対して事業所及び訪問看護師の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者に提示して協議するものとします。

1 5. ご利用料金

ご利用料金【介護保険、医療保険、自費、精神科訪問看護(医療保険)】については1 I～1 4 ページをご参照ください。

1 6. お支払方法

日常ご利用の口座をそのままご使用いただけます。毎月1 0日前後に前月分のご利用料金を請求いたします。事業所が定める期日である2 7日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座振替(自動引き落とし)にてお支払いいただきます。口座振替ではご都合が悪い場合は訪問時に集金させていただきます。

1 7. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

事業所は第三者評価機関（外部機関）からの評価は受けておりません。

1 8. その他

①あらかじめ計画されたサービス時間は、交通事情により遅れる場合があります。

②感染予防のため、手洗い等を実施しています。訪問看護前後の手洗い場の提供にご協力をお願いします。

③利用者及びご家族からのお心遣い・訪問時の飲食などの、もてなしはご遠慮いたします。

個人情報保護基本方針

株式会社はなぶさは、個人情報とその性質上いったん誤った取り扱いをすると個人に返しのつかない被害を及ぼすおそれがあることを踏まえるとともに、個人情報が医療又は介護サービスの提供その他社会生活において有用なものであることに配慮しながら、以下の基本方針の下に適切に取り扱います。

- (1) 個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守して個人情報を適切に取り扱います。
- (2) 個人情報の利用目的は、できるだけ特定した上で、あらかじめ公表若しくは通知又は明示し、法令が定める場合を除き、個人情報をその目的達成に必要な範囲を超えて取り扱いません。
- (3) 個人情報を取得する場合はこれを適正に取得し、法令が定める場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得することはありません。
- (4) 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。
- (5) 個人情報保護管理者を設置し、個人情報漏洩、滅失又は毀損の防止その他の安全管理措置を講じます。
- (6) 定期的に従業員に対する教育研修を行うなど個人データの安全管理に必要な監督を行います。
- (7) 個人データの取り扱いを外部に委託する場合は、委託の内容をあらかじめ公表又は通知するとともに、委託契約の中で、受託者の安全管理義務及び報告義務を定める等して監督を行います。
- (8) 法令が定める場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することはありません。
- (9) 本人から、保有個人データの開示、訂正等又は利用停止等の求めがあったときは、法令が定めるところに従って適切に応じます。
- (10) 個人情報の取り扱いに関する苦情に適切かつ迅速に対応します。

個人情報利用目的

株式会社はなぶさは、ご利用者様、その代理人又はご家族様等の関係者の個人情報を、以下の目的に必要な範囲で利用させていただきます。

（１）訪問看護、介護予防訪問看護を提供するため

- ①訪問看護、介護予防訪問看護（以下「訪問看護サービス」と言います。）の利用申し込みに係る調整及び利用に係る契約締結のため。
- ②訪問看護サービスを提供する上で解決すべき課題を把握するため。
- ③訪問看護計画の介護サービスに係る計画を作成するため。
- ④訪問看護サービスの提供に関わる職員に対する情報伝達、指示監督のため。
- ⑤市町村、他の介護サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との間で協議、照会その他連絡調整を行い、必要な連携を行うため。
- ⑥利用者の状況及び訪問看護サービスの実施状況を把握し、利用者又はその家族に説明するため。
- ⑦利用者の病状が急変した場合又は利用者に事故が発生した場合の関係者への連絡、対応のため。
- ⑧訪問看護サービスの評価を行うため。
- ⑨訪問看護サービスの質の維持向上のため、事業所内で調査研究及び職員研修を行うため。
- ⑩以上のほか、訪問看護サービスの提供に必要な事務のため。

（２）介護報酬等を請求し、支払いを受けるため

- ①市町村又は審査支払機関に介護報酬又は診療報酬を請求し、支払いを受けるため。
- ②市町村又は審査支払機関からの照会への回答のため。
- ③利用者に利用料等を請求し、支払いを受けるため。
- ④介護報酬等の計算管理その他会計及び経理事務のため。
- ⑤以上のほか、介護報酬等を請求し、支払いを受けるのに必要な事務のため。

（３）市町村等に対し法令で定められた報告等を行うため

- ①訪問看護サービスの提供により利用者に事故が発生した場合の市町村への連絡又は報告のため。
- ②市町村又は都道府県知事から報告、帳簿書類の提出等を求められ、又は立ち入り調査を受けた場合にこれに応じるため。
- ③国民健康保険団体連合会から利用者の苦情に係る調査への協力又は報告等を求められた場合にこれに応じるため。
- ④以上のほか、市町村に対し、法令で定められた報告等を行うため。

（４）その他の目的のため

- ①損害賠償保険の保険会社への連絡又は届出。
- ②訪問看護サービスを学ぶ学生等への実習の協力。

個人情報の取得及び第三者提供同意書

(事業者) 株式会社はなぶさ 御中

利用者

住 所

氏 名

印

家族代表者

住 所

氏 名

印

代理人

住 所

氏 名

印

下記 1 の私の個人情報を取得し、下記 2 のとおり私の個人情報を第三者に提供することに同意します。

記

1 取得する個人情報

別紙「個人情報の利用目的」の達成に必要な個人情報（次の①から④の要配慮個人情報を含む。）

①病歴

②身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害

③医師その他医療に関連する職務に従事する者（医師等）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（健康診断等）の結果

④健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと

2 個人情報の第三者提供

(1) 提供する個人情報

前記 1 の個人情報（前記 1 の①から④の要配慮個人情報を含む。）。

(2) 提供先の第三者

市町村、都道府県、主治医、介護サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者。

以上

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

事業者名	株式会社はなぶさ
事業者住所	和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東446
事業所名	訪問看護ステーションはなぶさ
サテライト住所	和歌山県岩出市金池423-1 平野テナント北棟1階2号室
サテライト名	訪問看護ステーションはなぶさ 岩出出張所
指定事業所番号	3061390088
代表者名	代表取締役 辻 英房 印

説明者

氏 名 印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名 印

家族代表者

住 所

氏 名 印

代理人

住 所

氏 名 印

【介護保険利用料】

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、基本料金の1～3割です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

●基本利用料金

1単位 = 10円

看護師の訪問				
	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護Ⅰ1(20分未満)	314単位／回	314円	628円	942円
訪問看護Ⅰ2(30分未満)	471単位／回	471円	942円	1,413円
訪問看護Ⅰ3 (30分以上60分未満)	823単位／回	823円	1,646円	2,469円
訪問看護Ⅰ4 (60分以上90分未満)	1128単位／回	1,128円	2,256円	3,384円
介護予防				
介護予防訪問看護Ⅰ1(20分未満)	303単位／回	303円	606円	909円
介護予防訪問看護Ⅰ2(30分未満)	451単位／回	451円	902円	1,353円
介護予防訪問看護Ⅰ3 (30分以上90分未満)	794単位／回	794円	1,588円	2,382円
介護予防訪問看護Ⅰ4 (60分以上90分未満)	1090単位／回	1,090円	2,180円	3,270円

理学療法士等の訪問				
	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護Ⅰ5(20分)	294単位／回	294円	588円	882円
訪問看護Ⅰ5×2(40分)	588単位／回	588円	1,176円	1,764円
訪問看護Ⅰ5・2超×3(60分)	882単位／回	882円	1,764円	2,646円
介護予防				
訪問看護Ⅰ5(20分)	284単位／回	284円	568円	852円
訪問看護Ⅰ5×2(40分)	568単位／回	568円	1,136円	1,704円
訪問看護Ⅰ5・2超×3(60分)	852単位	852円	1,704円	2,556円

●加算料金

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
特別管理加算Ⅰ ※1	500単位／月	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ ※2	250単位／月	250円	500円	750円
緊急時訪問看護加算	574単位／月	574円	1,148円	1,722円
ターミナルケア加算	2500単位／回	2,500円	5,000円	7,500円
退院時共同指導加算	600単位	600円	1,200円	1,800円

初回加算 I ※5		350単位／回	350円	700円	1,050円
初回加算 II		300単位／回	300円	600円	900円
複数名訪問加算 I ※3	30分未満	254単位／回	254円	508円	762円
	30分以上	402単位／回	402円	804円	1,206円
複数名訪問加算 II ※4	30分未満	201単位／回	201円	402円	603円
	30分以上	317単位／回	317円	634円	951円
長時間訪問看護加算	90分以上	300単位／回	300円	600円	900円

●保険適用外料金

通常のサービス提供を超える費用	介護報酬の告示上の額と同額(利用者負担10割分)
エンゼルケア	20,000円

※通常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合には、下記の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

早朝	6:00～8:00	25%加算
夜間	18:00～22:00	
深夜	22:00～6:00	50%加算

- ※1 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。
気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。
- ※2 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。人工肛門または人工膀胱を設置している状態。真皮を超える褥瘡の状態。点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態。
- ※3 2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合
- ※4 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合
- ※5 退院日当日訪問が必要と指示書に明記された場合

【医療保険利用料】

●訪問看護基本療養費項目

(単位:円/回)

			利用料	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
訪問看護基本療養費Ⅰ(利用者宅個別)			週 3 日まで	5,550	555	1,110	1,665
			週 4 日目以降	6,550	655	1,310	1,965
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物)	同一日に 2 人	週 3 日まで	5,550	555	1,110	1,665	
		週 4 日以降	6,550	655	1,310	1,965	
	同一日に 3 人以上	週 3 日まで	2,780	278	556	834	
		週 4 日以降	3,280	328	656	984	
訪問看護基本療養費Ⅲ(外泊中の訪問)			8,500	850	1,700	2,550	

●訪問看護基本療養費Ⅰの加算項目

		利用料	1 割負担	2 割負担	3 割負担
難病複数回訪問加算	2回/日	4,500	450	900	1,350
	3回/日以上	8,000	800	1,600	2,400
緊急訪問看護加算 ※		2,650	265	530	795
長時間訪問看護加算		5,200	520	1,040	1,560
複数名訪問看護加算		4,500	450	900	1,350
夜間・早朝訪問看護加算		2,100	210	420	630
深夜加算		4,200	420	840	1,260

●訪問看護管理療養費

	利用料	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問初日	7,670	767	1,534	2,301
2 日目以降	3,000	300	600	900

●訪問看護管理療養費項目

	利用料	1 割負担	2 割負担	3 割負担
24 時間対応体制加算	6,520	652	1,304	1,956
特別管理加算Ⅰ	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算Ⅱ	2,500	250	500	750
退院時共同指導加算	8,000	800	1,600	2,400
退院支援指導加算	6,000	600	1,200	1,800
在宅患者連携加算	3,000	300	600	900
在宅患者救急時等カンファレンス加算	2,000	200	400	600
訪問看護情報提供療養費Ⅰ	1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費Ⅲ	1,500	150	300	450
訪問看護ターミナル療養費Ⅰ	25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナル療養費Ⅱ	10,000	1,000	2,000	3,000

●保険適応外料金

90 分を超える訪問 (長時間訪問加算の対象外の場合)	30 分毎	4,000
営業日以外の訪問	訪問毎	1,000
エンゼルケア		20,000

※医療保険を適用できる訪問は、週 3 回まで(1 日単位)です。週 4 回以上は自費となります。但し、特別な場合(厚生労働大臣の定める疾病や、医師の特別指示による期間)は、除きます。

【自費でのサービス実施利用料】

単位:円

営業時間内(8:30~17:30)	30 分毎	4,000
早朝(6:00~8:30)		5,000
夜間(17:30~22:00)		
深夜(22:00~6:00)		6,000
営業日以外の訪問	訪問毎	1,000
エンゼルケア		20,000

※月14日目まで265単位、月15日目から200単位

【精神科訪問看護(医療保険)】

●精神科訪問看護基本療養費項目

単位:円

				利用料	1 割負担	2 割負担	3 割負担
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ		週 3 日目 まで	30 分未満	4,250	425	850	1,275
			30 分以上	5,550	555	1,110	1,665
		週 4 日目 以降	30 分未満	5,100	510	1,020	1,530
			30 分以上	6,550	655	1,310	1,965
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物)	同一日 に 2 人	週 3 日目 まで	30 分未満	4,250	425	850	1,275
			30 分以上	5,550	555	1,110	1,665
		週 4 日目 以降	30 分未満	5,100	510	1,020	1,530
			30 分以上	6,550	655	1,310	1,965
	同一日 に 3 人 以上	週 3 日目 まで	30 分未満	2,130	213	426	639
			30 分以上	2,780	278	556	834
		週 4 日目 以降	30 分未満	2,550	255	510	765
			30 分以上	3,280	328	656	984
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ (外泊中の訪問)		入院中 1 回につき		8,500	850	1,700	2,550

●精神科訪問看護管理療養費

	利用料	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問初日	7,440	744	1,488	2,232
2 日目以降	3,000	300	600	900

●精神科訪問看護基本療養費加算

		利用料	1 割負担	2 割負担	3 割負担
24 時間対応体制加算		6,400	640	1,280	1,920
長時間精神科訪問看護加算(週 1 回)		5,200	520	1,040	1,560
夜間・早朝訪問看護加算		2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算		4,200	420	840	1,260
精神科複数回訪問加算	2 回／日	4,500	450	900	1,350
	3 回／日以上	8,000	800	1,600	2,400
精神科緊急訪問看護加算		2,650	265	530	795
複数名精神科訪問看護加算	1 回／日	4,500	450	900	1,350
	2 回／日	9,000	900	1,800	2,700
	3 回／日以上	14,500	1,450	2,900	4,350
精神科重症患者支援管理連携加算(1 回／月)		※1 8,400	840	1,680	2,520
		※2 5,800	580	1,160	1,740
訪問看護情報提供療養費Ⅰ		1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費Ⅲ		1,500	150	300	450

※1 精神科在宅患者支援管理料2を算定する利用者に集中的な支援を必要とする場合。

※2 精神科在宅患者支援管理料2を算定する利用者。